

3 上場株券の市場第一部銘柄指定基準

(目 的)

第1条 当取引所が、市場第一部銘柄の指定を行なうについてはこの基準によるものとする。

(平成14.4.1変更)

(指定の特例)

第2条 株式会社東京証券取引所における市場第一部銘柄である株券のうち、当取引所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

(昭和47.7.15、53.5.1変更、平成17.6.20、25.9.13変更)

2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券（市場第一部銘柄の上場会社が同項各号に規定する行為により上場廃止となる上場株券の発行者である場合に限る。）のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 株主数

株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号に規定する株主数をいう。以下同じ。）が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、2,000人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式数

流通株式数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第2号に規定する流通株式数をいう。第4項第2号において同じ。）が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、1万単位以上（1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）となる見込みのあること。

(平成10.1.1追加、11.2.1、12.3.1、14.4.1、15.4.1、15.5.8、17.6.20、19.9.30、21.11.9、30.3.31変更)

3 セントレックスからの上場市場の変更が行われる株券のうち、次条第1号から第5号まで及び第8号に適合し、かつ、同条第6号又は第7号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

(平成15.4.1追加、21.11.9変更)

4 市場第二部銘柄の上場会社が市場第一部銘柄の上場会社を吸収合併する場合又は市場第一部銘柄の上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合においては、当該市場第二部銘柄の上場会社の株券のうち次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

(1) 株主数

株主数が、当該合併又は株式交換がその効力を生ずる日の属する事業年度の末日までに、2,000人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式数

流通株式数が、当該合併又は株式交換がその効力を生ずる日の属する事業年度の末日までに、1万単位以上となる見込みのあること。

(平成12.3.1追加、14.4.1変更、15.4.1第3項を第4項に繰下、21.11.9変更)

5 前各項に規定するほか、新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券及びセントレックスからの上場市場の変更が行われる株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 次条第1号、第2号及び第5号に適合し、かつ、同条第6号又は第7号に適合していること。

(2) 時価総額

上場日又は上場市場の変更日における時価総額が250億円以上となる見込みのあること。

(昭和61.11.1追加、平成8.12.1、10.1.1第2項を第3項に繰下・変更、12.3.1第3項を第4項に繰下・変更、14.12.10変更、15.4.1第4項を第5項に繰下・変更、17.6.20、21.11.9、24.4.1変更)

6 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である会社が発行する株券についての第2項第1号及び第2号並びに第4項第1号及び第2号の規定の適用については、第2項第1号及び第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは「上場後最初に到来する株主基準日」と、第4項第1号及び第2号中「その効力を生ずる日の属する事業年度の末日」とあるのは「その効力を生ずる日以後最初に到来する株主基準日」とする。

(平成30.3.31追加)

(指 定 基 準)

第3条 市場第二部銘柄である上場株券の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、第1号から第5号まで、第8号及び第9号に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株主数

株主数が、一部指定の時までに、2,200人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式数

次のa及びbに適合すること。

a 流通株式数(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する流通株式数をいう。以下同じ。)が、一部指定の時までに、2万単位以上となる見込みのあること。

b 流通株式数が、一部指定の時までに、上場株式数の35%以上となる見込みのあること。

(3) 売買高

最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が200単位以上であること。

(4) 上場時価総額

一部指定日における上場時価総額が40億円以上となる見込みのあること。

(5) 純資産の額

一部指定日における純資産の額が10億円以上となる見込みのあること。

(6) 利益の額

最近2年間(「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日(一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)における利益の額の総額が5億円以上であること。

(7) 時価総額

上場会社の時価総額が500億円以上であること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 上場会社が、最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記

載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 上場会社の最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。
- c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。
- d 次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。
 - (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
 - (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(9) 単元株式数

単元株式数が、一部指定の時に100株となる見込みのあること。

(昭和47.7.15、50.4.30、52.4.1、52.9.30、57.10.1、58.4.1、61.11.1、平成5.8.10、8.1.1、8.4.1、8.12.1、9.1.1、10.3.1、11.2.1、11.8.10、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.11.9、24.4.1、26.7.1、令和2.2.7、2.11.1変更)

(指定審査)

第4条 市場第一部銘柄への指定の申請が行われた上場株券の審査は、当該上場株券の発行者である上場会社及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること。

(2) 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

(平成24.4.1追加)

2 前項の審査は、有価証券上場規程第13条第2項及び第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

(平成24.4.1追加)

3 第1項の審査（外国株券に係る審査を除く。）は、当取引所が定める期間以内に完了することを目途に行

うものとする。

(平成24. 4. 1追加)

付 則

- 1 この基準は昭和36年10月2日から施行する。
- 2 昭和36年10月2日から昭和38年9月30日までの期間、この基準第3条各号のうち(1)資本の額、(2)総株主数、(3)株式の分布状況及び(4)売買高については、別表の暫定基準による。
- 3 昭和36年9月30日現在において、本所に上場されている株券については、すべて市場第一部銘柄に指定するものとする。
- 4 昭和36年9月30日現在において東京または大阪証券取引所に上場されている株券のうち、当該各取引所の市場第一部銘柄に指定されたものを、昭和36年10月2日以降本所に上場する場合においては、資本の額が暫定基準に適合しているものを除き、昭和38年9月30日までこの基準第2条第2項の規定を適用しないものとする。
- 5 昭和36年9月30日現在における名古屋、東京および大阪証券業協会の店頭売買承認銘柄および取扱銘柄については、この基準第3条第4号の売買高に集団の店頭取引の売買高(片道計算)を算入する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和45年2月1日から施行する。
- 2 株式の分布状況にかかる指定基準については、第3条第3号の改正規定にかかわらず、施行の日以後最初に終了する事業年度に限り、同号に規定する基準と改正前の基準のうちいずれか低い基準を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和47年7月15日から施行する。
- 2 昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づく審査については、改正前の第3条第2号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況、売買高及び配当の審査については、第3条第2号から第4号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和50年4月30日から施行する。
- 2 昭和51年3月30日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況及び配当の審査については第3条第2号及び第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和51年3月末日以後に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査において、当該決算期の直前決算期が、昭和51年3月30日以前である場合の当該直前決算期の株式の分布状況の審査については、第3条第2号の規定にかかわらず、改正前の第3条第2号に定める数以上であれば足りるものとする。

付 則

この改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和53年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前の決算期における株式の分布状況については、なお従前の例による。
- 3 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第3条第2号bに規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1項第1号aのかっこ書の規定に基づく株式数の読替えを行わないものとする。
- 4 施行日以後1年以内に到来する決算期における第3条第2号の規定の適用については、同号中「最近2事業年度の末日」とあるのは「最近1事業年度の末日」とする。
- 5 施行日以後1年以内に到来する決算期において第3条第2号bの規定に適合しないときは、当該決算期の直前決算期につき、改正前の第3条第2号の規定を適用する。この場合において、改正前の第3条第2号中「最近2事業年度の末日」とあるのは「最近1事業年度の末日」とする。
- 6 昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第3条第2号bの規定の適用については、同号b中「最近2事業年度の末日」とあるのは「最近1事業年度の末日」とする。
- 7 額面金額が50円の株式又は額面金額が50円の株式から転換された無額面株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第3条第4号に規定する1株当たり利益配当は、昭和60年10月1日以後最初に終了する事業年度まで、5円以上とする。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和58年4月1日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。
- 2 昭和59年2月末日以前に到来する決算期に係る審査において改正後の第3条第3号の規定に適合しないときは、改正前の第3条第3号の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成5年8月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成9年1月1日から施行し、平成8年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成11年2月1日から施行し、平成10年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

(平成13.10.1、17.2.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年8月10日から施行する。
- 2 改正後の規定（第3条第8号を除く。）は、この改正規定施行の日以後改正後の第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場株券から適用する。

(平成14.12.10変更)

- 3 改正後の第3条第8号の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について、上場会社の有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等規則若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は、当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

(平成14.12.10変更)

付 則

この改正規定は、平成12年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第2号bただし書の規定は、この改正規定施行の日以後、第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社から適用する。

付 則

この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この改正規定の施行の日前に終了する事業年度又は中間会計期間を審査対象決算期とする場合における第3条第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数は、改正前の株券上場審査基準第4条第1項第2号に定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年12月10日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成14年10月末日以前に第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については、なお従前の例による。

(平成15. 2. 10変更)

付 則

この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 平成11年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を直前事業年度として市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年3月15日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、平成26年7月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる市場第一部銘柄への指定申請を除く。）を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行し、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。